

本日の会議に付した事件

令和5年第3回山元町議会定例会

令和5年9月21日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の説明
- 日程第 3 議案第25号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第26号 令和5年度 社総交（防安）請1号 互理用水路東線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第27号 令和5年度 道改1号 南山下線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第28号 令和4年度（債務） 道改7号 中浜滝の前線道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第29号 町道の路線廃止について
- 日程第 8 議案第30号 町道の路線認定について
- 日程第 9 議案第31号 令和5年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第32号 令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第34号 令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第35号 令和5年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第36号 令和5年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第37号 山元町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 認定第 1号 令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 認定第 2号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第21 認定第 3号 令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 認定第 4号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第23 認定第 5号 令和4年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第24 認定第 6号 令和4年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第25 認定第 7号 令和4年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第27 議員派遣の件

午前 10 時 00 分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

失礼しました。12番高橋建夫君から欠席届出書が提出されておりますので、ご報告しておきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 124 条の規定により、9 番岩佐孝子君、10 番阿部 均君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第 2. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に追加で提出された議案 1 件の説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。

令和 5 年第 3 回山元町議会定例会に提出いたしました追加議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第 37 号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。さきの議会全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、職員の公文書偽造、偽造公文書行使及び公文書毀棄等の不適切な事務処理が判明いたしましたことにつきまして、改めて心よりおわびを申し上げます。

町といたしましても、今後、このような事態が起きないように、事務遂行に当たっては、原理原則を改めて確認徹底し、法令法規を確実に遵守するなど、再発防止のため、鋭意努めてまいり所存であります。

この際、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長、副町長及び教育長の給料減額を行うため、提案するものであります。

以上、提出しております追加議案の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）以上で追加提出議案の説明を終わります。

議 長（岩佐哲也君）続きまして、日程第 3. 議案第 25 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第 25 号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料ナンバー 1、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、山元町町営住宅の用途廃止に伴う移転等を実施するに当たって、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、主な改正内容、山元町町営住宅の老朽化等による用途廃止が予定されたことに伴い、入居者が新たな町営住宅に移転を要する場合において、その移転を円滑かつ迅速に実施するために改正するもので、条例第 38 条中、「令第 12 条に定めるところ」を削除します。

また、条例第 38 条に第 2 項を追加し、1 号として、新たに入居する町営住宅への入居期間が 1 年目から 12 年目までの間、新たに入居する町営住宅の家賃の額と従前の町営住宅の最終家賃の額の差額を減額する。

2 号として、前号に規定する期間を経過後の 10 年間については、新たに入居する町営住宅の家賃の価格から従前の町営住宅の最終家賃の額を差し引いた額に、次の表の左欄に掲げる入居期間の区分に応じて、それぞれの同表の右欄に掲げる率を乗じた額を減額します。

施行期日は、公布の日とします。

以上で議案第 25 号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第 25 号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第 4、議案第 26 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第 26 号令和 5 年度 社総交（防安）請 1 号 互理用水路東線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料ナンバー 2、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、互理用水路東線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

1、契約の目的、令和 5 年度 社総交（防安）請 1 号 互理用水路東線道路改良工事。

- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、7,472万4,100円。消費税を含みます。落札率は88.36パーセント。
- 4、契約の相手方、有限会社渋谷組代表取締役渋谷勝義。
- 5、工事の場所、山元町山下地内。
- 6、工事の概要ですが、1ページおめくりください。施工延長が288.8メートル、道路土工、法面工、排水構造物工、舗装工、道路附属施設工、詳細な数量は記載のとおりとなります。
左側に位置図がありまして、今年度でこの工事でのこの路線の全てが完成になる予定であります。
最初のページにお戻りください。
- 7、工期、議決された日の翌日から令和6年3月29日まで。
以上で議案第26号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第26号令和5年度 社総交（防安）請1号 亘理用水路東線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第5. 議案第27号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）議案第27号令和5年度 道改1号 南山下線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、南山下線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

- 1、契約の目的、令和5年度 道改1号 南山下線道路改良工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、6,110万5,000円。消費税を含みます。落札率は88.02パーセント。

4、契約の相手方、有限会社安田工務店代表取締役安田 健。

5、工事の場所、山元町浅生原地内。

6、工事の概要ですが、1ページおめくり願います。施工延長177.8メートル、道路土工、排水構造物工、舗装工、道路附属施設工、詳細な数量は記載のとおりになります。また、この工事で新井田橋の架け替えを行いまして、ボックスカルバートとします。位置図につきましては、左に記載のとおりとなります。

最初のページにお戻りください。

7、工期、議決された日の翌日から令和6年3月29日まで。

以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第27号令和5年度 道改1号 南山下線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第6. 議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）議案第28号令和4年度（債務） 道改7号 中浜滝の前線道路改良工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、中浜滝の前線道路改良工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

2の契約金額、現契約が2億5,848万9,000円。消費税を含みます。変更契約額3億4,558万5,900円。消費税を含みます。増額が8,709万6,900円。消費税を含みます。33.69パーセントの増となります。

5の工事の概要です。変更分になりますが、現契約道路土工発生土2万2,700立米、変更で道路土工発生土が5,860立米、1万6,840立米の減。購入増1万6,840立米、1万6,840立米の増。土質試験9回、9回の増。排水構造物工、水路かさ上げ214メートル、214メートルの増。

7、変更理由、道路盛土材について、阿武隈川しゅんせつ土を活用する予定としてい

たが、土質試験を実施した結果、希望する土質や品質を確保できないことが判明したため、不足分を購入土で対応するもの。排水構造物については、隣接農地の用排水路として利用されているため、施設管理者との調整が必要であり、工事により影響が懸念される一部水路のかさ上げが必要になったものです。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この中浜滝の前線、通称四番作道と言っているわけですが、これは第3線堤として、今回、盛土をするわけですが、ここを流れるこの谷地川というのはこれまで度々氾濫を繰り返しているわけですが。この道路をかさ上げすることで氾濫した水の行き場がなくなる。よって、この町下の地区はこれまで以上に危険な状況になるだろうと予測されます。甚大な水害につながると予測されるわけがあります。この点について、町長は、この辺を、リスクをどう考えているのか。（「議長、議題外だと思います」の声あり）

議長（岩佐哲也君）締結の変更契約なんで、ちょっとこの議題とちょっと外れてきますので。（「この締結は盛土の部分であります」の声あり）そうです。（「盛土の部分でありますから」の声あり）盛土がいいか悪いかという問題であれば結構ですけど。（「これを否定するわけではありませんよ」の声あり）いや、質疑は議題の範囲内の質疑ということにしたい。（「盛土の部分ですから、今の私の質問はね。どう考えているのか、それだけ一言、町長の認識を伺いたい」の声あり）

盛土……、いわゆる排水対策をどう考えてるのかという質問ならば分かりますけど、盛土とあれとはちょっと直接的な関係はない。（「当然、その盛土することによって排水が悪くなるわけですから、その辺をどう考えてるのか、お尋ねします」「はい」の声あり）
ちょっと今質問中ですから、待って。

町長、もし、あれであれば。排水対策を考えた盛土なのかどうかという部分ですね。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今の件につきましてはですね、さきの議会での一般質問でも同じように竹内議員のほうから質問をいただきました。排水対策についても万全を期して、安全を守るための対策をするということで、まず、この道路を造ることに関して、数年前にそのようなことも全て含めて計画を立てたことと私思っておりますので、そのようにしっかりと対応していきたいと思っております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑。

7番（竹内和彦君）はい、議長。住民の安心安全を十分考慮した施行にお願いする次第であります。以上です。終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今の竹内議員の質問に確認をさせていただきます。

これは既にですね、工事契約をされていて、変更だというようなことでの提出議案でございます。その当時、どのようなことでのことだったのか、再確認をしたいと思っておりますけど。

議長（岩佐哲也君）これは質疑ですから、町長に、この議題に関する質疑ということで。（「だから議題に関係している」の声あり）いや、直接関係ありません。

質疑に当たりませんので、ほかの質疑のある方。（「いや、質疑に当たっぺや」の声あり）

り) 質疑は当たらないと感じます。(「そもそものことを確認しているんだよ。何でこういうふうになったのかね、今問題になっているところ。その辺の疑問は当然明確に……」の声あり)

発言は指示しておりませんので、挙手した上で発言するようにしてください。番号。
8 番 (遠藤龍之君) はい、議長。この件についてはですね、何回もこの議題に上がったり、話になってる話です。そして、そもそも論、そもそものがね、何回も重大な話として、確認しなきゃ、本来ならばもうとっくに出来上がってなくちゃならない工事なんです。これに伴ってもろもろの問題、例えば土砂の問題がね、今回の購入土が発生も、本来ならば発生しない事案だというふうな理解もしている。それもその当時ちゃんと予定どおり、計画どおりやれば、こんな事態は起こってこないという事案なんです。

その当時にどういうふうな形で、今、安心安全という話がありましたが、まさにその安心安全のためにそこをかき上げするというので、議会で、全員一致で、いいんだよね。全員一致で、そして、通った事案なんです。そこで通った事案だったら、その当時に、もう既に予定どおり工事しておかなければならなかった話。

そういうね、賛成した方もいるんです。まだ残っていますね。そのときのその辺の安全安心は、じゃあ、提案されてきたときにね、どのような議論されたのか。されて、そして、今の懸念。もし、そういう懸念があるならば、その時期に当然その辺の議論はしていなければならない事案ということからですね、そういうことであるならば、当然、直接ね、この質疑の対象にならないということではあるかと思いますが、この発言に対して、やはりその事実関係をね、確認した上でやるべきだと。

これは一字一句その辺の事情、経験してる、体験してるの中から生まれたまさに疑問として今確認しました。そういう意味でね、それ以前に、質疑の対象になる話ではないということも述べておきたいと思います。以上です。

議長 (岩佐哲也君) 今議題となっておりますのは契約の変更についての議題ですのでね、これ絞った質疑をしていただく。討論ではありませんのでね。

はい、そういうことで、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (岩佐哲也君) これで質疑を終わります。

議長 (岩佐哲也君) これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (岩佐哲也君) 討論なしと認めます。

議長 (岩佐哲也君) これから議案第 28 号令和 4 年度 (債務) 道改 7 号 中浜滝の前線道路改良工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (岩佐哲也君) 異議なしと認めます。

議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7．議案第29号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第29号町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

資料ナンバー5、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、復興事業等による町道の撤去や取付け変更等に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

整理番号1、町道2号、大平牛橋線から、整理番号46、町道6168号、中浜鉄道西線までの46路線、約51キロを廃止するものであります。

参考までに一番後ろに位置図をつけております。

以上で議案第29号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。単純で申し訳ないですけども、路線の廃止で、いろんな作業だったり、交通、いろんな部分に支障のあるところはないということによろしいんですね。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。支障があるところはありません。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第29号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8．議案第30号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。議案第30号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー6、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、復興事業等による町道の撤去や取付け変更等に伴い、新たに路線を認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

整理番号1、町道2号、大平牛橋線から整理番号61の町道路6168号、中浜鉄道線までの61路線、約54キロを認定するものであります。

参考までに一番後ろに位置図をつけております。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第30号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第31号令和5年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、総額を85億411万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして、債務負担行為及び地方債の補正を行っております。

今回の補正の大まかな内容ですが、人事異動に伴う人件費の組替えのほか、電力・ガス・食料品などの価格高騰支援、それから、国・県支出金など財源の動きに応じた事業費の変更、それから、特別会計決算などに伴う経費の精算、それから、老朽化が進行する町指定文化財茶室の保存修復などでございます。

それでは、歳出予算の主なものからご説明いたします。11ページをお開き願います。

初めに、1款議会費以下各款にわたりまして、人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月の補正予算で実施してきております人事異動に伴う予算の組替えでございます。

当初予算におきましては、今年1月1日現在の体制に基づきまして人件費を計上しておりますが、その後の人事異動などを受けまして、4月の体制に合わせ予算を組替えております。

以下、人件費につきましては、同様の予算計上しておりますので、その都度の説明につきましては省略いたします。

2款総務費1項総務管理費でございます。5目財産管理費につきましては3,491万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、津波復興拠点整備事業等に係る震災復興特別交付税の令和4年度未精算分の処理としてあらかじめ積立てておりま

した震災復興基金を取崩し、当基金を財源として財政調整基金に積み立てるものでございます。

6目企画費につきまして3,304万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、地域おこし協力隊を募集する一つ的手段であるホームページの整備費用のほか、前年度のふるさと納税の実績を踏まえ、経費を差し引いた実利分をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

12ページをお開き願います。

7目情報管理費につきまして431万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和6年度課税分から開始される住民税の特別徴収税額通知の電子化に向けたシステム改修費用でございます。

10目交通安全対策費70万円、こちらにつきましては、この4月から努力義務化されました自転車用ヘルメットの着用について、利用を促進するために購入費用の一部を補助するものでございます。

2項徴税费2目賦課徴収費につきまして342万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、今年度の税制改正に伴い、令和6年度課税分から共通納税システム、いわゆるeLTAXというものですが、この対象税目に個人住民税等が追加されることから関連システムを改修するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきまして409万8,000円を増額しております。13ページをご覧ください。こちらにつきましては、国外在住者であっても、マイナンバーを通じたオンライン申請が可能となるよう戸籍関連システムを改修するもの、また戸籍システムの全国ネットワーク化に伴い、戸籍データがどこの自治体でも適切に運用されるように、本稼働前に整合確認を行うものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費及び2目老人福祉費の27節繰出金につきましては、一般会計が負担すべき経費について過不足分を補填するものでございます。

14ページをお開き願います。

3目老人福祉施設費及び4目障害福祉費のうち、18節負担金補助及び交付金につきましては、物価高騰の影響を受けている高齢者施設、それから、障害福祉施設に対しまして経営安定の一助として補助を行うものでございます。

なお、宮城県で実施している物価対策支援制度の対象外となる施設を対象といたしません。

19節扶助費につきましては、心身に障害のある方に対しまして自動車燃料の一部を追加助成するものでございます。

財源につきましては、いずれも地方創生臨時交付金を活用いたします。

15ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費9目上水道管理費につきまして2,154万円を増額しております。こちらにつきましては、物価高騰の影響を受けている町民の方々、それから、企業等を幅広く支援するため、水道基本料金を2か月間減免するための費用などでございます。財源の一部に地方創生臨時交付金を活用いたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきまして295万8,000円を増額しております。16ページをお開き願います。こちらにつきましては、認定農業者等

除く農業者を対象といたしまして、農業用機械の導入費用の一部を助成するものでございます。財源の一部に県支出金を活用いたします。

5目農地費450万円の増額につきましては、亘理土地改良区に対する電気料金等の掛かり増し経費の一部を助成するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。

7款商工費1項商工費2目商工振興費につきまして1,953万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、町内の高压電力使用事業者に対する電気料金の一部を助成するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。

17ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費につきましては、つばめの杜2号線の新設改良に係る修正設計を行うとともに、当初予定しておりました中浜滝の前線について不用となる補償費を減額するものでございます。

3目道路橋梁復興推進費につきまして5,112万6,000円を減額しております。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金事業となりますが、国の交付決定に合わせ事業費を減額するものでございます。

4項住宅費1,450万円の増額につきましては、復興公営住宅の修繕費用でございます。こちらにつきましては、福島県沖地震で被災した住戸の修繕費用に不足が生じたことなどから、その費用を補填するものでございます。財源につきましては、町営住宅基金を活用いたします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。18ページをお開き願います。14節工事請負費235万円につきましては、今後、ケアハウスを勤労青少年ホームの一角へ移転するに当たり、間仕切り壁などを設置するものでございます。

3項中学校費1目学校管理費128万8,000円の増額につきましては、旧坂元中学校校舎などに残存する不用品を処分するものなどでございます。

19ページをご覧ください。

5項社会教育費4目文化財保護費につきまして2,879万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、老朽化が進行する茶室の保存修復のほか、板倉の解体撤去及び敷地北側の外構工事等を行うものでございます。財源につきましては、一部地方債を活用いたします。

次に、主な歳入予算につきましてご説明いたします。

8ページにお戻り願います。

11款地方交付税でございますが、8,511万3,000円を減額しております。こちらにつきましては、令和5年度の普通交付税が確定し、増額補正となりますが、震災復興特別交付税については9月算定で減額となったことから、地方交付税全体としては減額となります。

なお、今年度の普通交付税交付額は24億8,168万9,000円となります。前年度と比較いたしますと1億円弱の減額でございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金3,079万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、推奨メニュー枠分を受け入れるものでございます。

なお、本交付金につきましては、歳出予算でご説明したとおり、6事業の財源として活用しております。

2目民生費国庫補助金17万2,000円の増額につきましては、送迎ステーションで運行する車両に児童の安全確保のための装置を設置する費用に充てる財源でございます。

4目土木費国庫補助金2,599万7,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定によるものでございます。

16款県支出金2項県補助金でございます。4目農林水産業費県補助金23万9,000円の増額につきましては、新規就農者育成総合対策に対します補助金の減額措置と、歳出でご説明いたしました農業者の機械導入費用を支援するための財源でございます。

6目教育費県補助金100万円につきましては、教育支援体制の整備、具体的には山下小学校の多忙化解消に係る経費の財源を受け入れるものでございます。

9ページをご覧ください。

18款寄附金1項寄附金につきまして24万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、「やまもとひまわり祭り」の開催及び震災遺構中浜小学校の管理運営に対します、法人、個人からのありがたい指定寄附があったものでございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきまして3,648万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、前年度に特別会計で実施した事業の精算分などでございます。

2項基金繰入金1億6,594万1,000円の減額でございますが、初めに、1節財政調整基金繰入金につきましては、最終的な歳入歳出差引きの結果、2億1,517万9,000円を減額するものでございます。

なお、取崩し額の合計は6億4,206万5,000円になります。

次に、4節ふるさと振興基金17万4,000円の減額につきましては、観光振興事業に対する寄附金があったことによる財源調整でございます。

次に、震災復興繰入金3,491万2,000円の増額につきましては、歳出でご説明したとおり、津波復興拠点整備事業等に関連し、震災復興基金から財政調整基金に積み替えるため取り崩すものでございます。

次に、8節町営住宅基金繰入金1,450万円の増額につきましては、復興公営住宅の修繕費用に充てる財源でございます。

20款繰越金につきまして2億2,417万6,000円を増額しております。地方自治法の規定に基づき、令和4年度決算における実質収支のうち3億円を財政調整基金に積立いたしますが、その残額を繰越金に計上するものでございます。

10ページをお開き願います。

21款諸収入5項雑入につきまして100万円を増額しております。こちらにつきましては、地域社会の活性化を目的に交付される町村地域活性化促進等助成金、この交付額が宮城県町村会から示されたことから、これを受入れ移住定住支援事業の財源として活用いたします。

22款町債につきましては、後の地方債の補正でご説明いたします。

次に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

4ページにお戻り願います。

債務負担行為といたしまして、1事業を追加しております。町指定文化財「大條家茶室」の保存修復については、老朽化のため緊急を要する状況にございますが、着工から完了までおおよそ9か月間かかり、年度内完了が不可能であると見込まれることから、必要となる工期を確保するために翌年度の債務負担行為を設定するものでございます。

5ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正についてご説明いたします。

過疎対策事業債の限度額を4億9,580万円に変更しております。内容につきましては、8款土木費の社会資本整備総合交付金事業の減額に伴うもの、それから、10款教育費の茶室の保存修復の財源として新たに見込んだものでございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、7月に行われました普通交付税の本算定に伴いまして国から発行限度額が示されたことから、その限度額に合わせ2,553万9,000円に変更するものでございます。

起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が補正予算（第3号）の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。資料12ページ、2、1の11の18負担金補助及び交付金の自転車用ヘルメットの購入費補助金でございます。70万円ですが、これについて条件はどうなっているのか。例えば、希望者全員とか、小中学生を優先するとか、というふうな意味の条件です。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。要綱については、今後の法令審査委員会で審議いたしますが、案としましては、小中学生に限らず、全町民を対象と考えております。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。70万円ということは、例えば、上限を2,000円としたら35人分しかないというふうな意味ですよね。他市町村では、例えば、柴田町とか大河原町では350万とか400万とかっていう単位の準備をしてるわけですが、山元町は大丈夫なのかどうか、それで。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今のご質問の中で30人とかっていう話だと思いますが、多分1けた違って、多分350人というふう考えております。対象人数については、伊藤議員おっしゃられたとおり、仙南地区で、川崎であったり、柴田であったり、既に先行してやっているとところもありますけども、県内の自治体に限らず、全国の自治体で先行している事例、参考にいたしましたところ、人口の3%ぐらいという平均があったので、そういったところが多かったということもありまして、そういったところを参考にして、山元町の人口の3%を対象として上限は2,000円ということで、70万円というふうに見込んで、今回、予算計上したところでございます。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。失礼しました。2,000円の上限で350人というふうな計算ですね。

これはこれからののか。それから、これは、例えば、他の市町村の例を見ると、レートとか領収書があったのは過去に遡って支援しているというふうなことですが、これからその辺は審議するというふうなことで、これについては、これから継続していくのか、1回きりなのか。そこだけでも教えてください。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。詳細な要綱についてはこれから審議ということになりますが、

案としましては、まず、道路交通法が改正になったのが4月ということで、ほかの市町村も参考にしまして、準備期間ということもありますので、案としては、令和5年の1月1日以降に購入した方を対象に、今年度だけでなく、今後も継続して支給ということで考えております。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。了解です。

もう1点お願いします。15ページ、4款衛生費1項目の9の18負担金補助及び交付金の水道基本料金の件ですが、2か月間減免というふうな話がありましたが、これは何月から始まって2か月なのか、まず、第1点。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。今の予定でいきますと、この議会で承認いただいた後、10月からの開始というふうに考えております。（「もう一点」の声あり）

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。これは基本的に家庭の基本料金を考えたんだと思いますが、高規格の電気料金……、あ、失礼。イチゴ農家で、現在、上水道をたくさん使って高額なわけですが、そのイチゴ農家の水道の基本とかというふうなところは考えなかったのかどうかだけ、お伺いします。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。こちらの今回の補助金につきましては、一般家庭と、あと企業のほうもですね、同じくエネルギーのほうのそういった影響は受けておりますので、こちらの企業のほうに対しても同じように2か月分というふうに考えております。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。企業というと例えば、法人は企業として認められ、普通の個人の、例えばイチゴ農家は認められないというふうな弊害というか、差が出てくると考えられますが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

議長（岩佐哲也君）今の質問の意味は分かりましたですか。いわゆる法人でない、個人でイチゴなんかをやってる方、家庭でなくてね、個人でやってる方は対象になるのかないのかって考えているのかという質問だと思うんですが、これについて回答願います。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。失礼しました。こちらについても対象と考えております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。16ページです。16ページの7款1項のですね、商工振興費の中の18負担金補助金のところの高圧電力の部分ですが、対象事業所はどのくらいあるのか、お尋ねします。

議長（岩佐哲也君）誰かな。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。予算上はですね、予算上は、65件分予算措置してございます。この中で、我々が既につかんでいる件数に関しましては54件。ただ、どうしても企業等で有資格者を配置して自前で管理等々されてる場合については、我々、把握しかねますので、その分を11件とみなし、合計65件分の予算措置をしているというふうなものになります。以上になります。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

そのほか質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。18ページ、10款教育費の中でのですね、工事請負費235万円のケアハウス移設工事請負費について質疑をいたします。えーとですね、このケアハウスに関しましては、不登校の方、子供さんがですね、通う施設であるというのは認識しておりますけども、前はですね、いろいろな経緯がありまして、老人憩の家、それか

ら、深山ですね、ということで設置されておまして、また、またですね、移転という部分でございます。んで、ここに通う、ここを使用する方々はですね、どうしても精神的な、また心が不安定な方が多いと思います。そういうような部分で、こういうふうにですね、度々移転をせざるを得ないという部分ですと、非常にこのケアハウス事業にとってもいろいろなマイナス的な要因が出てくる可能性があるんですが、その辺について、今回はですね、もう当分の間、全く移転する必要はないというような受け取り方でよろしいかどうか、その辺。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。おっしゃるとおり、不登校の子供、それから、家庭にとっては、場所が変わるっていうのは大きいことかとは思いますが。ただ、その辺の事情についてはケアハウスを通してご理解をいただき、今後、基本的には、勤労青少年ホームが何かあってあそこを使わなくなるとか、そういうことがない限りは継続してまいりたいと考えております。

10番（阿部 均君）はい、議長。そうしますと、勤労青少年ホームですけども、当分の間は、何かに大きなですね、転用なり、いろいろな部分は全くないというような受け取り方でよろしいんですね。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。勤労青少年ホーム、あるいは中央公民館の今後の在り方っていうことについては、私がどうこうっていう分野ではないかなと思うんですけども、基本的には、継続使用ということ的前提に、先ほど申し上げたとおり、場所は、今後、変えることなく使用していきたいなと思っております。以上です。

10番（阿部 均君）はい、議長。えっと、町長にもこれちょっとお伺いしたいんですが、これ非常に重要な施設なんですよ、ある意味ね、町にとって非常に。これ、全くここを利用する方がなくなることが一番なんですが、そういうことはなかなか難しい部分があるのかなと思います。ほんで、町といたしましても、この部分については、当然ですね、ここを利用される、また利用する、これ、子供さんがですね、全く動揺するっていうんですか、精神的にも落ちついた環境を、我々はですね、町として提供するっていうのが、これ使命だと思いますんで、それについて、町長、一言だけお願いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これまでのいろいろな諸事情の中でですね、今議員から質問あったように、2回移って、今度3か所目になるわけですけども、今の現状で、どうしても、深山山麓少年の森ですかね、あそこの工事とかもあるということで、それでこちらのほうでですね、担当している先生方にも確認をしまして、とにかく今一番どこがいか、場所的にですね、今ある施設、結局、1年後とか2年後というわけではないので、もうすぐにやらなくてはいけない部分もありますので、ということで、今の現在の使用状況を確認しながら、今度ですね、場所に設定をしておりますので、先ほど教育長からあったようにですね、その施設において何か何らかの特別な問題、もしくはですね、通学する子供たちにとっての何らかの大きな問題がない限りは、当分の間、ここで継続できればというふうには考えております。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

4番（大和晴美君）はい、議長。8ページです。16の2の6の2の小学校費補助金の中の教育支援体制整備事業補助金ですが、説明では山下小学校の多忙化解消のためということだったんですが、これは会計年度任用職員を雇うという、そういう意味でしょうか。

議 長（岩佐哲也君）教育長菊池卓郎君、まず指名していただければ、もし何であれば。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。担当課長のほうから答弁させます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらの予算につきましては、各小中学校にスクールサポートスタッフ5名配置しております、もう現在配置しているような状況で、その中の1校分の県補助ということになります。実際は、令和2年度からですね、コロナの消毒とか、今現在はそれに特化したものじゃなくて、学習プリントの家庭に配る際の印刷とかの手伝いとかを行うような会計年度任用職員になります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。12ページ、13ページの総務費2項徴税費の中の賦課徴収費の委託料と、その下の戸籍住民基本台帳費の中の12節委託料についてなんですが、これの財源は国の制度改正に伴うものといいますかね、というふうな受け止めをしたんですが、財源についてはどうなってるんでしょうか。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。現時点では補助金というのは示されておりませんが、今議員ご指摘のとおり、全国共通の対応だということですので、地方交付税で措置をされるという可能性が高いかなと思ってます。そういう意味からは、現時点では一般財源で対応しているということでご理解願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今、この類いの制度改正っていいですかね、もう年々、年々というか、その時々でね、変わるというね、追っかけ大変だと思うんですが、この財源確保ということではね、やっぱり強く明確にしながら、町自体としてね、やっぱり求めるところは求めて、きちっとした形でいただくというかね、当然、措置していただくように努められたいということで……。

次に、2点目は、14ページの民生費社会福祉費の障害福祉費の19節扶助費、自動車燃費助成の増についてなんですが、これはこの間の実績とですね、令和4年度の実績、あるいは新年度になってから、今年度になってからのこの間の実績等々示しながら、どのような試算、試算の根拠ですね、を確認します。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。今回の燃料費助成の根拠となりますけれども、基本的には当初予算に合わせるような形で措置しております。ただ、令和4年度の最終的な実績が70%ちょっとというようなこともありましたので、今回補正することによりまして、再度、また周知をする予定になってますので、そういった意味で、利用率の向上を図っていきたいと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。必要経費といいますか、町の福祉の観点からですね、わざわざ制度として立ち上げて、そして、予算も措置しているということから、これは完璧にね、足りないくらいだとかというような状況のね、中での対応を求められるんですが、今言われるようにね、前年度の実績についてなかなか十分ではなかったと。その辺ではやっぱり、求めている、あるいは、これについてはね、やっぱり制度の改正、中身の改正というのね、今後考えなくてねえのかっていうふうなことにも考えられるんで、その辺も含めて、実績等を検討しながら、引き続き取り組まれることを求めておきます。

次に、3点目については、16ページですね。16ページの農業費の中の多様な農業担い手育成・確保事業補助金として、これは新たに245万8,000円措置してるんですが、それに事業内容と、農業機材の云々かんぬんっていうね、そういう説明あったんだけど、それとこの郵便料の増50万円との関係ですね、この事業とこの郵便料の関

係ってどう理解をすればいいのかということをお尋ねいたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。こちらは同じ農業振興費の中で整理されているので、同じという捉え方になってしまいますが、それぞれ別な要因に基づいて予算を計上してございます。そちらについては、農林水産業課、それから、農業委員会に該当しますので、担当課からご説明をいたします。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの16ページですね、多様な農業担い手育成・確保事業補助金245万8,000円につきましては、今回、多様な農業人材の確保、それに係る支援ということで、2名の方の農業機械の導入に係る支援として、県事業を活用した中でこの支援事業ということで補正させていただいているものになります。

あとは、郵便料の関係ですね、そちらについては農業委員会のほうから説明させていただければと思います。

農業委員会事務局長（伊藤常則君）はい、議長。この50万円の郵便料についてですけれども、地域計画を策定する際に、失礼しました、地域計画の目標地図、こちらを作成するときに、一般質問でありましたとおり、ちょっと不足する項目があるといったことでのアンケートの調査費、そちらの郵便料となっております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）ちょっと今の説明ではちょっと聞き取れない部分もあったりして、十分な回答というか、理解のできる回答にはなっていない……、というふうな受け止めはできませんでした。

改めて確認しますが、私はね、同じく中での話だから、この新たな事業に対してね、郵便料もそれに伴って増えているのかなというふうな疑問からの確認だったんですけども、先ほどの説明だと全く違うというようなことで、これは農業委員会で……。

って言いますのはね、これ、結構増額なんですよ。50万、この郵便料だけでね、当初のあいづ。今のちょっと何ということでの疑問なんですけど、これは当初の予算措置に問題があったのかどうか、この郵便料の部分についてね。という疑問があったわけなんで、そういうことの受け止めでよろしいのかどうか、伺います。

農業委員会事務局長（伊藤常則君）はい、議長。こちらの補正についてですけれども、当初予算につきましては、以前に調査しました人・農地プランのアンケート、こちらのほうを活用しようかと思ってました。ただ、その作業をしてる中で、ちょっと不足分がどうしても生じてしまうということがありましたので、今回補正とさせていただいております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。当初のね、何ていうか、見込みっていいですかね、これ、50万まるまる、当初予算では6万何がしという、私の確認では、それがいきなりその50万というのはちょっと、郵便料での50万というのはね、相当な内容のものではないかという疑問からの確認だったんですけど、今の説明でも、十分な説明になってるか、回答になったかっていうのはあるんだけど、当初の見込みに大きな違いがあったというふうな受け止めをします。

その辺についてはですね、取組の姿勢といいますか、しっかりした考えで、当初の予算措置の段階でのね、検討は十分な検討の中で予算措置をするべきだということを書いて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。まだあるようであれば、ちょっと暫定で休憩入れます。（「1件だけなんです」の声あり）すぐ終わりますか。（「すぐ終わります」の声あり）

10番（阿部 均君）はい、議長。えーとですね、16ページの今の遠藤議員さんが質問された、その下段のですね、負担金補助及び交付金、農業水利施設管理緊急対策事業補助金について質問いたします。これですね、こういうふうな名称ですと、水利ということで、こっちが勝手にですね、理解しますと、深井戸なり、半幅揚水機場なり、そういうふうな部分に係ってくる、まあ、緊急ですから、これ電気料かなというような捉え方もするんですが、その辺についてちょっと詳細に説明願います。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの農業水利施設管理緊急対策事業補助金につきましては、亘理土地改良区で管理してる水利施設の部分になります。内容としますとですね、町内に改良区で管理してる揚水施設は、大きなのも小さいのも大小含めて121か所ありますので、そこの部分の令和3年度に対して電気代が高騰といいますか、値上がりしてる部分での掛かり増しの費用。

あともう1点がですね、亘理町と共有してる部分の施設ありますので、それが5か所ほどありまして、阿武隈川の取水の部分の岩地蔵の水門だったりですね、あと改良区の事務所代というようなところを加えまして、県事業を活用した、県事業に加えてですね、4分の1の支援、4分の1以内ですね、の支援ということで、改良区に対する補助という形になっております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

10番（阿部 均君）はい、議長。えーとですね、今年はですね、私も耕作者の1人でありまして、非常に井戸、それから、水利関係がフル回転している。気温も物すごく高温であったということで、その辺で、もう電気料が膨大な電気料になっているのかなと思います。それで、この金額についてはですね、土地改良区への補助ということでありますので、土地改良区のほうからですね、要請なり要望のあったある一定の金額が示されて要望されたのかどうか、その辺だけ確認させてください。

農林水産課長（村上 卓）はい、議長。改良区のほうからですね、県の事業を通じて、こちらの事業は令和4年度も電気代高騰に係る支援ということで行っておりますので、農家支援全体を含めた中で、改良区との協議含めまして、この事業を進めるということに決まったところでございます。以上です。

10番（阿部 均君）はい、議長。県の事業によって進めているということで、先ほどの説明からしますと、そういうふうな中で、協議した中で、ある程度、算出された額の4分の1の補助ということでよろしいんですか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらのほうですね、令和3年度分の電気代と、あと、今の電気代の値上がり分というのを試算した上ですね、改良区とも協議しましてこの事業費という形を組んでおります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

ちょっと暫時休憩します。申し訳ないけどもね。ちょっとあれで……。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時25分とします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。16ページの農業費の18節、多様な農業担い手育成・確保事業補助金のことについて伺います。先ほど2名ということ伺いましたけれども、このほかにですね、例えばいらっしゃったか。3名とか4名とかいらっしゃって、そして、2名に絞ったのか。ちょっとその辺について伺いたいと思います。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長君。こちらの事業で今回取り組まれる2名の方以外にはですね、今回については、何でしょう、申請はございませんでした。町としましては、ホームページとかですね、あと、取り組む可能性のある方については、話伺っていた部分について対応したというところになっております。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。そうしますと、希望者がいらっしゃれば、ほかにもそういった予算枠としては大丈夫だというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらにつきましては、県事業が大きな、まず、県事業での採択という形でありますけれども、今、県のほうではですね、追加募集ということで、この事業については新たな申請する方をですね、募集してるということですので、県事業上はですね、予算枠としてはまだ残っている部分あるのかなという推測になっております。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。そうしますと、条件とかの厳しさとかがあつて、あるいはその辺を分からないということでちゅうちょしてる方もいらっしゃるかもしれませんが、ある程度の条件は緩いと考えてよろしいのでしょうか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの県事業の話になりますけれども、認定農業者とか、大きく大規模経営されてる方以外のという部分で、市町村がですね、地域の担い手と見込む中小規模家族経営の方ということになってますので、町としては、認定農業者以外でですね、今後の地域農業、多様な担い手というところの部分での支援が必要だという判断の中で、県事業を活用してこの事業に取り組んだと、今後取り組ませていただくという状況になっております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第31号令和5年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10．議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第32号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ116万8,000円を追加し、総額を17億9,862万円とするものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費でございますが、人件費については、人事異動に伴い、職員の給与、手当など442万7,000円を減額し、27節の繰入金については、令和4年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました職員の人件費などの繰入金が決算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に287万8,000円を戻入れするものでございます。

次に、第2項徴税费第1目賦課徴收费でございますが、共通納税システムの対象税目が拡大されたことから、国民健康保険税におきましても令和6年度課税分から適用するため、システム改修に係る費用として271万7,000円を計上しております。

次に、5ページの歳入予算の補正額についてご説明いたします。

第6款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額287万8,000円を増額しております。この結果、当初予算からの繰入金の累計が1億1,967万6,000円となり、補正後の基金残高見込みは1億1,044万円になります。

第2目一般会計繰入金については、人事異動に伴う人件費分として442万7,000円を減額し、システム改修に伴う事務費として271万7,000円を増額し、合計で171万円を減額しております。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第32号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11. 議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第33号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ188万9,000円を追加し、総額を2億342万4,000円とするものでございます。

それでは、議案書5ページをお開き願います。

歳入予算からご説明いたします。

第4款繰越金第1項繰越金第1目繰越金については、令和4年度の決算剰余金の全額を今年度に繰越しするため、繰越額を188万9,000円計上しております。

次に、6ページの歳出予算についてご説明いたします。

第3款諸支出金第2項繰出金第1目一般会計繰出金については、令和4年度の決算剰余金を今年度の一般会計へ戻入れを行うため、歳入と同額の188万9,000円を計上しております。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第33号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第12. 議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第34号、令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ8,910万5,000円を追加し、総額を16億4,448万9,000円とするものでございます。

議案書7ページをお開き願います。

歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費でございますが、人件費については、人事異動に伴い、職員の給与手当など251万6,000円を増額しております。

第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費第1目一般介護予防事業費でございますが、予防事業に従事する職員の職員手当及び共済費を調整し、減額しております。

第5款諸支出金第1項繰入金第1目一般会計繰入金でございますが、令和4年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました人件費や事務費、介護給付費負担金など町負担分の繰入金が決算により確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れするため、3,171万5,000円を計上しております。

第5款諸支出金第2項償還金及び還付金第2目償還金でございますが、令和4年度に概算交付を受けてございました各種負担金、補助金の精算に伴い、国・県へ返還するため、5,506万3,000円を計上しております。

次に、議案書5ページをお開き願います。

歳入予算の補正額についてご説明いたします。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金、第4款支払い基金交付金第1項の支払い基金交付金、第5款県支出金第2項県補助金でございますが、予防事業に従事する職員の職員手当及び共済費を減額したことから、対象経費に伴う国・県補助金等をそれぞれ減額しております。

最後に、第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額8,635万4,000円を増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が1億2,362万3,000円となり、補正後の基金残高見込みは2億8,007万9,000円になります。

第2目一般会計繰入金については、予防事業に従事する人件費分として2万4,000円を減額し、第4節その他一般会計繰入金については人事異動に伴う人件費として251万6,000円を増額しております。

第5目過年度分については、令和4年度事業の精算に伴い、低所得者保険料軽減負担金として38万3,000円を増額しております。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第34号令和5年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐哲也君)異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長(岩佐哲也君)日程第13. 議案第35号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(富樫 誠君)はい、議長。それでは、議案第35号令和5年度山元町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の2,050万円の減額は、物価やエネルギー価格高騰に伴う支援事業として、一般家庭及び町内企業に対し水道の基本料金を2か月間減免するため減額措置するものであります。

2項営業外収益4目他会計補助金の2,154万円の増額は、水道基本料金の減免に要する経費として2,050万円、減免に伴う対応経費として62万円、人事異動による児童手当に要する経費として42万円を一般会計からの補助金として増額するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総係費の837万7,000円の増額は、人事異動及び下水道事業会計から水道事業会計へ給与科目の組替えを行うことによる人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

なお、給与科目の組替えにつきましては、現在、下水道事業会計は起債償還のピークを迎えていることから、下水道事業会計の負担を軽減するため、水道事業会計へ組替えするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の31万6,000円の増額につきましては、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第2条、令和5年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款水道事業収益を104万円増額し、総額4億135万2,000円とするものであります。

支出、第1款水道事業費を837万7,000円増額し、総額3億7,330万1,000円とするものであります。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,009万円を1億1,040万6000円に、当年度分損益勘定留保資金1億336万1,000円を1億367万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を31万6,000円増額し、総額1億8,741万1,000円とするものであります。

第4条、予算第9条中に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

第5条、予算第10条第3号中、児童手当に要する経費12万円を54万円に改め、5号として水道料金の減免に要する経費2,112万円を加えるものであります。

以上で議案第35号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第35号令和5年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第14. 議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、議案第36号令和5年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益3目他会計補助金の42万円の減額は、人事異動により、児童手当に要する経費として、一般会計からの補助金を減額措置するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用4目総係費の2,000円の減額は、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の1,032万2,000円の減額は、下水道事業会計から水道事業会計へ給与科目の組替えを行うことによる人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

予算書の最初のページにお戻りください。

第2条、令和5年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の

予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款下水道事業収益を42万円減額し、総額6億612万6,000円とするものであります。

支出、第1款下水道事業費を2,000円減額し、総額4億9,365万7,000円とするものであります。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,075万7,000円を2億5,043万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額678万1,000円を675万8,000円に、過年度損益勘定留保資金2億4,567万6,000円を2億3,537万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を1,032万2,000円減額し、総額5億6,258万8,000円とするものであります。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

第5条、予算第10条に定めた他会計からの繰入金を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第36号令和5年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15. 同意第2号から日程第17. 同意4号までの3件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。それでは、同意第2号から同意第4号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

初めに、同意第2号でございますが、現委員の齋藤忠男氏が今年30日をもって任期満了となりますので、引き続き齋藤氏を固定資産評価委員会委員として選任するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。

次に、同意第3号ですが、同じく現委員の渡邊信夫氏が、同今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き渡邊氏を同委員会委員として選任するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。

次に、同意第4号については、現委員の森 健夫氏が、今月30日をもって任期満了となりますので、新たに高野弘幸氏を同委員会委員として選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、3名の方の任期につきましては、令和8年9月30日までの3年間となります。次項にそれぞれの略歴書を付しておりますが、適任と考えますので、何とぞご理解の上ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例94番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第2号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第3号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第4号は同意することに決定されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時15分、1時15分再開とします。
暫時休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第18．議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第37号山元町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料ナンバー7、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、職員の公文書偽造、偽造公文書行使及び公文書毀棄等の不適切な事務
処理に関し、職員の管理監督者としての責任を重く受け止め、町長、副町長及び教育
長の給料月額を減額するため、提案するものでございます。

初めに、1の改正内容ですが、附則第11項に、町長、副町長及び教育長の給料減額
率と期間を規定するもので、町長及び副町長については給料月額の10%を10月から
12月までの3か月間、教育長においては給料月額の10%を10月から11月までの
2か月間減額するものです。

なお、施行期日については、令和5年10月1日とするものです。

以上で議案第37号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第37号山元町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第19．認定第1号から日程第25．認定第7号までの7件を一括議題
とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月8日に決算審査特別委員会に付

託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。決算審査特別委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長、7番。それでは、審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書、認定第1号令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和4年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和4年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号令和4年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第7号令和4年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本特別委員会は令和5年9月8日付で付託された議案を審査した結果、次の意見をつけて、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

特に注意すべき意見として、令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、次の意見がございます。

山元東部地区農地整備事業において、農地等整備工事は完了したとしているが、今後の管理体制を明確にし、事業完了後に農地等の不具合が発生した場合の対応については、引き続き町は県の責任で対応するよう求めるべきである。

以上。

令和5年9月19日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

決算審査特別委員会委員長 竹内和彦

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略いたします。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号令和4年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第1号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第2号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第3号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号令和4年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第4号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号令和4年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第5号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号令和4年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第6号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号令和4年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第7号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第26. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び議会広報・公聴常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり、継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び議会広報・公聴常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び議会広報・公聴常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第27. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第28. 常磐自動車道建設促進特別委員会報告の件を議題とします。

常磐自動車道建設に関する調査及び審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。常磐自動車道建設促進特別委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長、8番。ただいまより委員会の調査及び審査結果を報告いたします。

常磐自動車道建設促進特別委員会報告書、本特別委員会は、次のとおり調査及び審査をしたので、山元町議会会議規則第76条の規定により、報告します。

事件、常磐自動車道建設に関する調査審査について。

期間、令和元年11月13日から令和5年9月20日まで。

本特別委員会での総括意見として、次のとおり報告いたします。

本特別委員会は、常磐自動車道の整備促進に係る様々な課題の把握に努めるとともに、現状の課題の解消に資するべく関係機関との意見交換や調査活動を実施してきた。

常磐自動車道は、高規格幹線道路により形成される高速道路ネットワークとして、流通や観光による経済効果をもたらし、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための地方創生を支える重要な社会基盤となっている。

さらに、救急患者の搬送時間の短縮により広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には救援や復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、命の道としての役割も果たしている。

しかし、今後のまちづくりや地域振興及び災害発生時など、さらなる多大な効果が期

待される常磐自動車道全線4車線化は、事業許可されたものの、いまだ整備は完了して
いなく、自動車専用道路としての効果が最大限に発揮されていない状況でもある。

よって、本特別委員会はこの報告をもって終了とするが、引き続き、本町並びに本町
議会は、関係市町村並びに関係市町村議会と連携を図りながら、常磐自動車道全線4車
線化の早期整備に向け、必要財源の確保や施策の充実強化などをこれからも継続的に国
等へ働きかけを行うこととし、本町並びに関係市町村の発展に資するべき全力を傾注す
る必要がある。

以上。

令和5年9月20日

山元町議会議長 岩佐哲也殿

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長 遠藤龍之

以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところではありますが、常磐自動車道建設
促進特別委員会は、議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例8
4番により省略します。

議 長（岩佐哲也君）お諮りします。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議 長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

議 長（岩佐哲也君）ここで事務局長の発言申出がありますので、許可したいと思います。

議会事務局長（桔梗俊幸君）はい、議長。令和5年第3回山元町議会定例会は9月1日に招集され、
議案等の審議を本日で全て終了し、間もなく閉会となります。

山元町議会議員の任期は令和5年11月12日までとされておりますので、本定例会
が任期満了前の最後の会議となります。

そこで、本定例会の閉会に当たり、山元町議会先例32番により、議長から執行部並
びに議員各位に対し挨拶を申し上げます。岩佐議長、登壇をお願いします。

議 長（岩佐哲也君）13番岩佐哲也でございます。4年前、皆さんの推薦をいただきまして議長
職に就きましてから、早くも4年が過ぎようとしています。皆さんには大変お世話になり
ました。議会の皆さん、そして、町長はじめ執行部の皆さん、大変この4年間お世話に
なりました。改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

4年前を振り返ってみますと、あの忌まわしい東日本大震災から半分の峠を過ぎて、
七、八割方、復旧復興に向けての目的が達成されつつあったと。そんな中、思いもよら
ぬコロナのパンデミック、全世界に広がり、我が議会にも大きな影響を受けました。非
常に制約を受けた中で、皆さんのご協力をいただきながら何とか議会を運営してまいり

ました。議会活動の中でも視察の予算を組んでおりましたが、突然そういったことがあるものですから、議会に予定された予算をカットしてでも、コロナ対策に充ててほしいと、今までこのようなケースもなかったんですが、議会の予算を補正で削減したというようなこともありました。

そんなこんなで苦勞してる中で、あの令和3年福島県沖地震が起きました。そして、令和4年の3月16日にもまた起きました。

そうこうしてる中で、今度は、ロシアがウクライナ侵攻ということで、エネルギー問題、燃料が高騰、あるいは食品不足ということがあって、物価高騰ということで町民は非常にご苦勞のあった時期でございました。

そんな中で我々議会としても、一生懸命町民のため、町の発展のため、福祉向上のために努力してまいりました。

その中で、この4年間で思い出の中を一つ挙げるとするとすれば、令和3年のあの福島県沖地震のときに、坂元地区、宮城病院から南の坂元地区は非常に個人住宅の被害が大きかった。あのとき、福島県は被害が広域的だったということで、即、被災者支援法が適用され、生活支援法も適用され、次の日、雨降りましたけども、すぐ町のほうでブルーシート、あるいは大工さんも町のほうで世話をしますよという情報が流されました。

我が町は、一向に、宮城県ということもありまして、災害救助法適用にならなかった。当時はですよ。これではいかんということで、我々議会が一致して、その後の、住民の被災状況調査をし、町に働きかけ、町も納得していただきまして、県のほうにも働きかけ、県知事も、非常に山元町議会で調査した金額が、住宅、個人資産ではありますが、非常に被害が大きかったということで県知事もすぐ動いてくれまして、新潟県、北海道含む北日本知事会で提言をしてくれた。ということで、その結果、いろんな意味で、補助金も、災害救助法もちろん適用していただきましたし、その後の補助金、交付金も、追加もいただいたと。

こんなことが思い浮かべられますが、これも、町民のためにどうあるべきか、我が議会でみんな議論した結果が、町を動かし、県を動かし、国も動いてくれたということでございまして、やはり基本的には、町民のためにいかにあるべきか、町発展のためいかにあるべきか。我々議会がみんな協力して一丸となってやった結果として、そのような結果に結びついたのではないかとということで、私も思い出の一つとしては非常に印象に残ってる次第であります。

今後とも、我が町の議会としては、町民のため、町発展のため、一致協力して前に進む。もちろん執行部といろいろ意見の対立があるかもしれませんが、しかし、あくまでも基本は町のため、町民のためであります。そういったことで、どんどんこれからも政策提言なり意見を、議会としてね、積極的に申し上げていくような議会にしてほしいなという思い。

そういったことを申し上げましたが、いずれにしても、皆さんに大変お世話になりました。この場をお借りしまして、改めて議会の皆さん、そして、町長はじめ執行部の皆さん、そして、何よりも町民の皆さん、ご理解とご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。私の11月12日で議長職を退任するに当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当に長い間いろいろありがとうございました。

議長（岩佐哲也君） それでは、次に、高橋建夫副議長から皆様に対するご挨拶を預かっておりますので、事務局長に代読させます。事務局長、お願いします。

事務局長（桔梗俊幸君） はい、議長。代読いたします。

歴史と伝統と実績を誇る山元町議会の副議長としてこの4年精励してまいりましたが、副議長の職を退任するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、闘病のため、本日、自ら登壇することがかなわず、皆様方には大変ご迷惑をおかけしていることをおわび申し上げます。

さて、この4年間を振り返りますと、復興の総仕上げへと向かっていく中、コロナ禍にも直面する厳しい議会運営でありました。そのような状況下において、高い志を持って、地域に根つき、多くの町民の生の声を吸い上げ、熟議を積み重ねて、ボトムアップ的に政策提言を行うなど、真に町民のためのよりよい政治の実現を追求してまいりました。

議会が有する権能は、予算提案権などを除き、町政全般を包括的に網羅する非常に大きなものであることを認識したところでありますので、その権能を十分に駆使し、二元代表制の中で、議会こそが町政をリードするという信念で職務を全うしていくべきだと思った次第であります。

町議会における各議員の真摯な活動を見てまいり、議会人として強い誇りを実感し、この4年間、議会改革など職務遂行に全力で取り組めたのは、議員各位の力強いご賛同とご支援があったからであり、ここに改めてお礼を申し上げます。

また、執行部の皆様におかれましては、温かいご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

結びに、各位のますますのご健勝、ご活躍と、あわせて山元町のさらなる発展を心からご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

令和5年9月21日

山元町議会副議長 高橋健夫

代読でございました。

議長（岩佐哲也君） これで会議を閉じます。

令和5年第3回山元町議会定例会を閉会とします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後1時43分 閉会
